

次期栃木県教育振興基本計画の策定について

1 策定の趣旨

現行計画である「栃木県教育振興基本計画 2025 -とちぎ教育ビジョン-」が令和7年度に終期を迎えることから、本県教育の現状と課題を踏まえ、中長期的展望に立った課題等の解決に向け、必要な施策の基本的な計画を策定するもの。

2 基本的な考え方

- (1) 教育基本法に基づき、国の第4期教育振興基本計画（R5.6 閣議決定）を参酌する。
- (2) 現行計画における施策の検証等によって明らかになる課題を踏まえて策定する。
- (3) 栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に続く県政の次期プランとの整合性を図る。
- (4) 次期「栃木県教育大綱」との整合性を図りながら、大綱と一体化することも想定して策定する。
- (5) 重点的に取り組む施策等に精選し、コンパクトで分かりやすい内容とする。

区 分	教育振興基本計画	教育大綱※
根 拠 法	教育基本法第17条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3
概 要	教育振興施策に関する基本的な方針及び講ずべき施策等についての基本的計画（努力義務のみ） ⇒ 国の基本計画を参酌し地域の実情に応じる	教育の目標や施策の根本的な方針（策定義務あり） ⇒ 国・県の基本計画を参酌し地域の実情に応じる
策定主体	地方公共団体	地方公共団体の長（＝首長） ※ 総合教育会議において協議・調整が必要
そ の 他		首長が教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、 <u>別途、大綱を策定する必要なし</u>

※ 平成27年度から、教育の政治的中立性・継続性・安定性の確保と、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化を図るため、教育大綱の策定等が義務化された。

3 計画の概要

(1) 計画期間

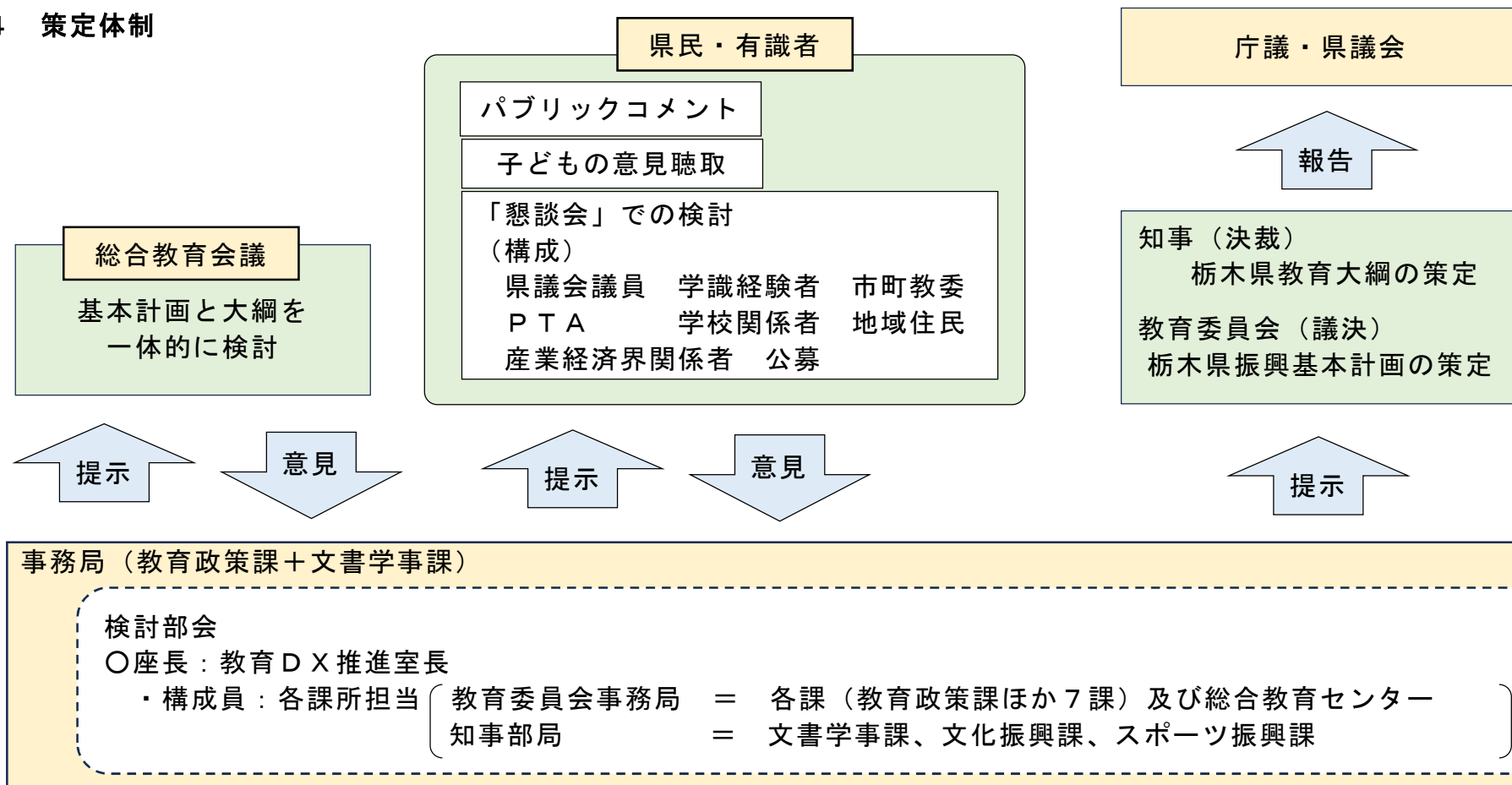
令和8（2026）年度から令和12（2030）年度（5年間）

⇒ 令和22（2040）年以降に予想される社会の変化等を見据えたものとする。

(2) 進行管理

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を行うとともに、その結果を公表し県民への説明責任を果たす。

4 策定体制



5 策定スケジュール

